平成２５年２月１９日

ユース等育成選手規程

一般社団法人　日本身体障がい者水泳連盟

（目的）

第１条　パラリンピックを目指すユース等若い世代の選手育成を目的とし，中央・地域エリアでの強化指定選手合宿への参加，ユース等対象の国際大会派遣などの機会をつくるとともに，競技力の向上だけでなく，代表選手としての心構え，競技規則やクラス分け，ドーピングなどの理解などを通して，将来の日本代表選手としてのレベルアップを目指す。

（対象）

第２条　育成選手はＡ指定選手とＢ指定選手とに分類し，次の項目のすべてを満たす者を育成Ａ指定選手とする。

（１）日本身体障がい者水泳連盟（以下「JSFD」という。）会員登録者で１月1日現在，満10歳以上満19歳以下であること。

（２）ＩＰＣ公認及びＪＳＦＤ主催・公認長水路大会の記録が別表の標準記録を突破している者

（３）ステータスＪ以上のクラスを持っていること。

（４）将来も含めIPCライセンス登録の意思のある者。

（５）健康上の問題がなく，競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。

（６）アスリートとして，礼儀と規律を遵守できること。

（７）保護者の承認が得られること。

２　前項（１），（５），（６），（７）を満たし，かつ別表の標準記録を突破している者を育成Ｂ指定選手とする。

（選考及び登録）

第３条　育成Ａ指定選手の取り扱いは次による。

（１）決定は毎年１月１日付で行い１２月３１日まで有効とする。
前年の１月１日～１１月３０日の記録に基づいて、別に定める日までに申請があった者を審査・決定する。ただし、追加の審査・決定を妨げない。

（２）審査決定は申請書提出ののち育成指定選手選考委員会（以下「選考委員会」という。なお，選考委員会は「国際大会強化指定選手規程」にある選考委員会をもってあてる。）で行う。

（３）決定された選手はJSFD育成Ａ指定選手として登録される。

（４）育成Ａ指定選手の決定にあたっては，選手から健康状態が分かる資料等の提出を求め，判断する。

（５）1年間の登録料は常務理事会で決定する。
（６）育成Ａ指定の選手数は予算や諸条件を勘案し，概ね20名以内とし，選考委員会でその都度決定する。
（７）育成Ａ指定選手資格のある者が育成Ｂ指定選手に登録することは認めるが，育成Ｂ指定選手資格の者が育成Ａ指定選手に登録することはできない。

２　育成Ｂ指定選手の取り扱いは次による。
（１）決定は毎年１月１日付で行い１２月３１日まで有効とする。
前年の１月１日～１１月３０日の記録に基づいて、別に定める日までに申請があった者を審査・決定する。ただし、追加の審査・決定を妨げない。
（２）審査決定は申請書提出ののち選考委員会で行う。
（３）決定された選手はJSFD育成Ｂ指定選手として登録される。
（４）育成Ｂ指定選手の決定にあたっては，選手から健康状態が分かる資料等の提出を求め，判断する。
（５）１年間の登録料は常務理事会で決定する。
（６）育成Ｂ指定の選手数は予算や諸条件を勘案し，選考委員会でその都度決定する。
（７）育成Ｂ指定選手資格の者が育成Ａ指定選手に登録することはできない。

（取り消し）
第４条　第２条で定める項目を満たさないと判断したとき，クラス変更や医学的問題が生じた場合は，登録を取り消すことができる。

（活動）
第５条　育成Ａ指定選手は，JSFDが実施する次の事業に参加する。参加に要する費用は自己負担とする。ただし，助成金等により負担が軽減される場合がある。
（１）　強化指定選手中央合宿（人数・対象などその都度決定）
（２）　強化指定選手地域エリア合宿（東，西，南のいずれか）
（３）　JSFDの派遣する国際大会への参加（参加条件はその大会毎に設定）

２　育成Ｂ指定選手は，JSFDが実施する前項（２）の事業に参加することができる。（１）（３）については、その都度決定する。参加に要する費用は自己負担とする。条件によっては助成金により、負担が軽減される場合がある。

（遵守事項）
第６条　育成選手は，下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て，了解を得なければならない。
（１）指定された合宿等の事業への参加
（２）指定された国内競技会等への参加
（３）指定された連盟等行事への参加協力

（４）練習状況の報告
（５）健康など医学的状況変化の報告
（６）アンチ・ドーピングに関する規程
（７）IPC, JSFD, FINA, 日本水泳連盟などの規則

平成２２年３月５日制定

附　則

この規定は，平成22年4月1日より施行する。
平成２３年２月１２日　改定
平成２３年１２月１５日　字句修正
平成２５年２月１９日　改定
平成２５年４月８日法人化に伴い一部修正

平成２３年１２月１５日　常任理事会決定事項―新法人継続事項

ユース等育成選手規定３条にある登録料は次のとおりとする。

育成Ａ指定選手は８，０００円（IPCライセンス登録料3,000円を含む）

育成Ｂ指定選手は３、０００円
（ＩＰＣライセンス登録をするものは別途３０００円が必要）

地域エリアと責任者

東（主に静岡県以東）―峰村
西（主に中部・近畿・中四国の一部）―滝元
南（主に九州・中四国の一部）―府内

（選手の所属地域エリアについては、選手・コーチの交通至便などから弾力性をもって取り扱う）